

地域循環バス等実証事業委託業務 仕様書

1. 委託業務名

地域循環バス等実証事業委託業務

2. 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

3. 業務目的

本県の陸上交通については、公共交通利用者の減少や、近年の運転手不足などに起因するサービスレベルの低下などの問題が顕在化している。また、観光客数の増加や少子高齢化等の人口減少社会への対応なども講じていくことが求められる中、物価高騰等により、影響を受けている公共交通事業者、日常生活の移動に影響をうける生活者の移動環境の改善を図る必要がある。

本事業では、目的地まで円滑に移動できる環境の構築を目的として、交通結節点や地域拠点を繋ぐ地域循環バス等ネットワーク（公共交通サービス）のあり方を検討することとし、異なる地域間の交通結節点や、地域拠点を円滑に移動することができる環境の構築を目的に、地域循環バス等の導入可能性調査を行うとともに、導入可能性のある路線について実証実験を実施する。

また、導入可能性調査においては、県内の路線バス利用データの収集等を行い、各路線の利用状況、移動需要や沿線の地域特性等を分析することで、利便性と運行効率の向上に向けた広域バス交通網の検討を行い、公共交通サービス充実とバス事業者の安定経営に資するバス利用実態調査も行うこととする。

「次世代交通ビジョンおきなわ（仮称）」の策定状況も勘案しながら、公共交通の将来のあり方検討を進め、利便性の高い公共交通ネットワークの構築を図る。

4. 業務内容

（1）実施計画の作成及び実施準備

本業務に必要となる実施計画（実施手法、スケジュール等）の作成を行う。

（2）導入可能性調査

ア 現状の情報収集

既存路線バス及び市町村が運営するコミュニティバス等に関する情報収集を行う。

イ 現状分析

上記アで情報収集したデータの現状分析を行うとともに、地域特性、既存調査に基づく移動実態等を踏まえて、既存バスネットワークの問題課題を分析する。

ウ 実証路線の検討

検討結果等を踏まえて、10案程度の実証路線案の検討を行う。

エ 実証路線の選定

上記検討及び関係機関協議を踏まえて実証路線の選定（3路線程度）を行う。路線選定にあたっては、以下観点を踏まえる。

- (ア) 新たな需要創出、利便性の向上
- (イ) 既存路線バスの影響
- (ウ) 既存バス路線の効率化の可能性
- (エ) コミュニティバス等の市町村連携の可能性 等

オ バス利用実態調査（OD調査）

- (ア) 調査計画の検討

沖縄本島内の路線バスを対象に、(2)アからエの検討結果、1日に確保可能な調査人員数、各路線の運行状況等を踏まえて、本調査の調査方法、調査票設計、重複区間も加味した調査日の検討等からなる調査計画の検討を行う。対象とする利用者は県民のみならず観光客（国内外）も調査対象とする。

なお、調査日は平日のみを対象とする。調査規模は300人・日（8時間）相当の規模を見込むものとするが、調査実施においては、検討結果及び発注者と協議の上で調査内容（調査規模を含む）を決定する。

- (イ) 作業計画の検討

路線バス及び主要バス停の調査等の配置等の検討を行い、本調査に必要となる作業計画の検討を行う。

- (ウ) 関係機関調整

上記(ア)及び(イ)に基づき、調査内容について、関係機関協議を実施する。

- (エ) 調査の実施及び管理

調査の実施及び管理を行う。

- (オ) 調査結果の取りまとめ及びデータ作成

調査結果の集計・分析を行うとともに、拡大処理を行い、調査対象路線バスのバスOD調査結果報告書の作成を行う。とりまとめた調査結果（データ等）については、県に提出すること。

（3）実証実験

ア 運行区間

3区間とする。

※ただし、運行に関する関係者調整等が必要となるため、詳細は事業者決定後に協議により定める。

※交通事業者等との協議がまとまらない場合や実証期間が一定程度設けられない場合などにおいては、協議により定める。

イ 実証運行計画の検討

路線等の環境を勘案した上で、運行ルート、停車バス停、運行時間、運行回数等を検討し、バス運行計画書を作成後、関係機関と協議を行い、運行ルート、停車バス停、運行時間や運行回数を決定すること。

ウ バス運行業務の管理

- (ア) 運行期間

令和8年7月から令和9年1月の期間内（実施期間は各区間6ヵ月とする）

※ただし、運行に関する関係者調整等が必要となるため、詳細は事業者決定後に協議により定める。

※運行予算の範囲における最大期間の運行とし、予算の範囲を超えそうな際は、45日前までに運行事業者へ通知する。

※契約締結後、事情の変化により、運行業務を遂行することが困難になったときは、運行を停止する45日前までに沖縄県に申し出て必要な指示を受けること。

(イ) 運行方法

道路運送法第21条による有償運行とする（再委託可）。

運行事業者は現在沖縄本島内で路線バス、コミュニティバスを運行中の事業者を基本とし、本業務より再委託を行うものとする。運行業務内容は(オ)に記載のとおりとする。

(ウ) 周知・広報（利用促進）

運行に当たって、沿線地域住民への周知等を行い、利用促進を図ること。

(エ) 運行業務の管理報告とりまとめ

運行業務受託者から2週間ごと及び月末で報告がある運行業務の内容について、確認を行い県へ報告を行う。

(オ) 運行業務

a 運転手・車両情報について

運行業務に従事する運転手や運行に使用する車両の情報等を備えておくこと。

b 運行車両について

運行業務受託者は、利用状況、運行状況、運賃収入等を適切に管理できる車両であること。

車両については、運行受託者の車庫等で管理するものとする。

c 代替車両について

運行業務受託者は、車検・事故等により車両が使用できない場合、代替車両を運行し、空白期間をつくらないこと。

d 車両の維持管理について

運行業務受託者は、道路運送車両法第47条、第47条の2及び第48条の規定に基づく車両の点検及び清掃などの車両の適正な維持管理に努めるほか、車両に付随する設備を適正に管理すること。

e 運賃収入

運行業務受託者は、バスの運行で得られた運賃収入については、原則、本実証実験に係る運行経費の補填に充てること。

f 運行業務委託料（バスの運行するための費用）

(a) 運行経費

①バス運行に係る経費（バス運転手人件費、バス車両燃料費）

②運行実施に必要な経費

(b) 一般管理費

一般管理費は、直接経費の10%以内とする。（①×10%）

(c) 消費税（10%）

予定する運行日数及び本数が減じた場合は、日数及び本数に応じて運行経費を減ずることとする。

g 運行業務委託料精算費

運行業務委託料精算費は、運行業務委託料から運賃収入を除いた額とする。

なお、実証実験期間中において、運行業務委託料を上回る運賃収入が発生した場合、その相当額に係る取り扱いについては、関係機関と協議し決定する。

h 運行体制等

(a) 運行業務受託者は、運行管理責任者をおき、乗務員及び運行管理業務にかかる者を監督し、常に適正な運行管理に努めること。

(b) 運行管理責任者は、業務を執行するにあたり、交通安全に万全を期し、従事者に交通安全教育を徹底させること。

(c) 運転中に事故が発生した場合は、運行管理責任者は直ちに事故調査をし、運行業務委託者へ事故の詳細を報告するとともに、速やかに事故処理の対応をすること。なお、故障並びに苦情等についても同様とする。

(d) 運行業務受託者は、運行ダイヤや運行ルートの他、受託事業にかかる問い合わせに対し、誠意をもって対応すること。

(e) 天災やその他やむを得ない事由により、運行の変更又は中止をする場合は、速やかに運行業務委託者に報告すること。

(f) 報告等

① 運行業務受託者は、運賃収入記録表「バスの日別支払い対象者別利用者数、運賃収入の証明書」を作成・保管し、2週間ごと（月中間・月末）に運行業務委託者に提出すること。

また、月末には、確定した月合計の利用人数、利用金額を運行業務委託者に提出すること。

② 運行業務委託者は、運賃収入記録表の照査を実施すること。

※照査とは、運行業務委託者が運行業務受託者の事務所を訪問し、運賃収入記録表の算出過程、作業方法等を確認すること。

③ 運行委託事業者は運賃収入記録表を月報としてまとめ、沖縄県に提出すること。

(g) 損害賠償

運行業務に起因する損害及び傷害に対する賠償については、運行業務受託者がその責めを負うものとする。運行車両の自動車税、自動車損害賠償責任保険、自動車任意保険、その他必要な保険などについては、受託者が加入し支払うものとする。

(h) その他

再委託に係る費用は、一般管理費の算出対象から控除すること。

エ バス利用状況調査

実証実験期間中のある特定1日において、バスの乗降調査、遅れ時間調査を実施して利用者数、遅れ時間を把握する。

なお、調査対象便は、全便を基本とするが、車内混在がひどい場合には調査対象便を選定することとする。

オ バス導入の効果検証

実証実験から派生するデータや、導入可能性調査、独自で調査・入手する情報等を基に、以下の分析を行う。また、効果検証結果をもとに、改善策を提案すること。

- a バスの利用状況の分析
- b バスの定時速達性の検証
- c バスの採算性の検証
- d バス網効率化、今後考えられるスキーム案等
- e その他の効果検証

(8) 打ち合わせ協議

打ち合わせ協議は、必要に応じ実施するものとし、オンラインでの対応も可能とする。

また、協議内容は認識共有のためメモを作成し、県の確認を得ること。

(9) 報告書作成等

ア 本業務の報告書は、上記(1)から(8)の基礎情報及び調査検討結果や必要なバックデータ、図表等について盛り込まれていること。

イ 報告書のとりまとめにあたっては、調査内容について体系的に整理し、図表やイメージ図等を用いて、わかりやすい内容とするよう努めること。また、公表用の概要版報告書も併せて作成すること。

5. 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

- ・報告書（A4版）：2部
- ・報告書（概要版）：2部
- ・電子データ（CD-R）：1部
- ・その他担当職員から指示のあったもの：1式

6. 再委託の制限等

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、上記(3)実証実験（バス運行業務）及びこれにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

- ・契約金額の50%を超える業務
- ・企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の公募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「仕様書に定める運行業務」「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせると
きは、この限りでない。

- 仕様書に定める運行業務
- その他、簡易な業務
 - 資料・調査票の収集・整理
 - 複写・印刷・製本
 - 原稿・データの入力および集計
 - その他単純作業的な業務であって、容易かつ簡易なもの

7. 委託業務の経理等

- ア 委託業務に係る経費については、会計帳簿を備え、他の経理と明確に区別して記載し、委託費の使途を明らかにすること。
- イ その支出額や内容に疑義を生じた場合は、領収書等の証憑や説明を求める場合がある。

8. 守秘義務及び個人情報の取り扱い

受託者は、本業務を実施することにより得た成果、あるいは提供を受けた資料については善良なる管理のもとに利用・保管し、秘密の保持については万全の措置を講じること。

また、業務遂行上知り得た事項についても慎重に配慮するよう留意するとともに、特に個人が特定されるものに係る情報（個人情報）の取扱いについては、関係法令を踏まえ、その保護に十分配慮すること。

9. 特記事項

- ア 本仕様書に記載なき事項について疑義が生じた場合は、その取り扱いについて双方協議の上、取り決めるものとする。
- イ 本業務を遂行するにあたって知り得た事項は、県の許可なく他に流用してはならない。
- ウ 本業務を遂行するにあたり、必要な資料がある場合は、本課職員と協議するものとする。
- エ 本業務の成果物の著作権及び所有権は、沖縄県に帰属する。ただし、本委託業務にあたり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費

用をもって処理するものとする。

オ 本仕様書に記載の委託業務の内容は、実施段階において、予算や諸事情によって変更することがある。